

平成 16 年 9 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社トップカルチャー
代 表 者 の
役 職 氏 名 代表取締役社長 清水 秀 雄
(コード番号 : 7640 東証 第二部)
専務取締役総務部長
問 合 せ 先 兼情報企画室長 渡 辺 俊 一
電 話 番 号 (0 2 5) 2 3 2 - 0 0 0 8

新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成 16 年 9 月 16 日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 公募による新株式発行（一般募集）

- (1) 発行新株式数 当社普通株式 1,300,000 株
- (2) 発行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により発行価格決定日（平成 16 年 9 月 28 日(火)から平成 16 年 10 月 1 日(金)までの間のいずれかの日）に決定する。
- (3) 発行価額中資本に組入れない額 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、当該発行価額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 募 集 方 法 一般募集とし、野村證券株式会社、大和証券エスエムビーシー株式会社、新光証券株式会社、いちよし証券株式会社、日興シティグループ証券株式会社、丸福証券株式会社、東海東京証券株式会社及び新和証券株式会社（以下「引受人」と総称する。）に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第 14 号第 7 条の 2 に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90~1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況を勘案した上で決定する。
- (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
- (6) 申 込 期 間 平成 16 年 10 月 4 日(月)から平成 16 年 10 月 6 日(水)まで。なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、平成 16 年 9 月 29 日(水)から平成 16 年 10 月 1 日(金)までとなる。
- (7) 払 込 期 日 平成 16 年 10 月 6 日(水)から平成 16 年 10 月 12 日(火)までの間のいずれかの日。すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成 16 年 10 月 6 日(水)となる。
- (8) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成 16 年 5 月 1 日(土)とする。
- (9) 申 込 株 数 単 位 100 株

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水秀雄に一任する。
- (11) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、上記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定される。
- (2) 売 出 人 及 び 野村證券株式会社 150,000 株
売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定（平成16年9月28日(火)から平成16年10月1日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、売出価格は一般募集における発行価格と同一とする。）
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水秀雄に一任する。
- (9) 前記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

3. 第三者割当による新株式発行（下記〈ご参考〉1. を参照のこと。）

- (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 150,000 株
- (2) 発 行 価 額 平成16年9月28日(火)から平成16年10月1日(金)までの間のいずれかの日に決定する。なお、発行価額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本
組 入 れ ない 額 に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (4) 割 当 先 及 び 株 式 数 野村證券株式会社 150,000 株
- (5) 申 込 期 間 平成16年10月25日(月)
(申 込 期 日)
- (6) 払 込 期 日 平成16年10月26日(火)
- (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成16年5月1日(土)とする。
- (8) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (9) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
- (10) 発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 清水秀雄に一任する。
- (11) 前記各号については、本第三者割当による新株式発行の発行価額の総額が1億円以上となる場合、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

<ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

前記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 公募による新株式発行（一般募集）」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から150,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しの売出株式数は、150,000株を予定しておりますが、当該売出株式数は上限の売出株式数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記当社株主より借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成16年9月16日（木）開催の取締役会において、前記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式150,000株の第三者割当増資（以下「第三者割当増資」という。）を、平成16年10月26日（火）を払込期日として行うことを決議しております。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成16年10月19日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し、借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数について、野村證券株式会社は第三者割当増資に係る割当てに応じ、株式を取得する予定であります。そのため第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	9,368,000株（平成16年8月31日現在）
公募増資による増加株式数	1,300,000株
公募増資後の発行済株式総数	10,668,000株
第三者割当増資による増加株式数	150,000株（注）
第三者割当増資後の発行済株式総数	10,818,000株（注）

（注）上記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対し野村證券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額上限 1,385,500,000 円については、947,000,000 円を設備資金に、438,500,000 円を出店にともなう運転資金に充当する予定であります。なお、当該第三者割当増資における最終的な発行株式数が減少する、または発行そのものが全く行われない場合には、運転資金の不足分について自己資金を充当する予定であります。

(2) 業績に与える見通し

当社は、平成 16 年 8 月末現在、関東地域に 6 店舗出店しております。今後はさらに当該地域への出店を重点的に進めていく方針であり、今回の調達資金を来期に出店を予定している 8 店舗の所要資金に充当することにより、当社の一層の業容拡大と事業基盤の拡充に資するものと考えております。

4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への継続的な利益還元を経営の重要な課題と位置付け、収益の拡大による配当水準の向上を図ることを基本としつつ、将来の事業展開に向けて財務体質の強化に努めてまいります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、上記の基本方針に基づき、財務の状況、業績の動向を総合的に勘案して、配当金額を決定する方針であります。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保金につきましては、出店の設備投資等のための資金として活用し、中長期的な業績の向上に努めてまいります。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況

	平成 13 年 10 月期	平成 14 年 10 月期	平成 15 年 10 月期
1 株当たり当期純利益	74.63 円	79.67 円	79.15 円
1 株当たり年間配当金	12.50 円	12.50 円	12.50 円
実績配当性向	18.6%	15.6%	15.8%
株主資本当期純利益率	11.6%	11.7%	10.7%
株主資本配当率	2.1%	1.8%	1.6%

- (注) 1. 株主資本当期純利益率は、決算期末の当期利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値であります。
3. 平成 13 年 10 月期の 1 株当たり年間配当金には、東京証券取引所市場第 2 部上場記念配当 2.50 円を含んでおります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧ください。投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

5. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法第 210 条ノ 2 の規定に基づく自己株式取得方式によるストックオプション制度並びに商法第 280 条ノ 20 及び商法第 280 条ノ 21 の規定に基づく新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度の内容は次の通りであります。なお、今回の増資後の発行済株式総数に対する下記の新株発行予定残数の比率は 1.3%となる見込みです。

株主総会の決議	発行取締役会決議	新株式発行 予定残数	新株予約権 の行使時の 払込金額	資本 組入額	発行行使期間
平成 12 年 1 月 18 日	平成 12 年 7 月 6 日	50,000 株	1,190 円	595 円	平成 14 年 7 月 6 日から 平成 21 年 7 月 5 日まで
平成 16 年 1 月 28 日	平成 16 年 2 月 19 日	92,400 株	383 円	192 円	平成 18 年 4 月 1 日から 平成 21 年 3 月 31 日まで

(3) 過去 3 年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等

エクイティ・ファイナンスの状況

平成 13 年 10 月 19 日 有償一般募集（ブックビルディング方式による募集）

発行株式数 500,000 株
発行価格 931 円
資本組入額 436 円
払込金総額 436,000,000 円

過去 3 決算期間及び直前の株価等の推移

	平成 13 年 10 月期	平成 14 年 10 月期	平成 15 年 10 月期	平成 16 年 10 月期
始 値	1,200 円	785 円	552 円	720 円
高 値	1,720 円	805 円	814 円	1,995 円
安 値	760 円	510 円	432 円	600 円
終 値	780 円	570 円	715 円	982 円
株価収益率	10.5 倍	7.2 倍	9.0 倍	- 倍

- (注) 1. 平成 16 年 10 月期の株価については、平成 16 年 9 月 15 日現在で表示しています。
2. 株価収益率は決算期末の株価（終値）を当該決算期の 1 株当たり当期純利益で除した数値であります。
3. 株価につきましては、平成 13 年 10 月 18 日以前は日本証券業協会におけるものであり、平成 13 年 10 月 19 日以降は東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

(4) その他

該当事項はありません。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行並びに株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書（並びに訂正事項分）をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。